

市民交流会館 利用者登録一覧表

		文化施設			運動施設		
		一般		高校生以下	一般		高校生以下
		利用者登録済	未利用者登録	※事前に登録が必要です	利用者登録済	未利用者登録	※事前に登録が必要です
利用者登録	受付場所	・ 手続不要	・ 松戸市市民交流会館 ※ 場合によっては市民センターも可	・ 松戸市市民交流会館	・ 手続不要	・ 松戸市市民交流会館	・ 松戸市市民交流会館
	受付期間	・ 手続不要	7/19 から始まりました	7/19 から始まりました	・ 手続不要	7/19 から始まりました	7/19 から始まりました
	必要書類	・ 手続不要	・ 本人確認書類 ● 運転免許証 ● 健康保険証	・ 高校生以下であることが確認できるもの ● 学生証 ● 健康保険証 ● 母子手帳	・ 手続不要	・ 本人確認書類 ● 運転免許証 ● 健康保険証 ・ 団体の会員名簿 (※構成員は4名以上)	・ 高校生以下であることが確認できるもの ● 学生証 ● 健康保険証 ● 母子手帳 ・ 団体の会員名簿 (※構成員は4名以上、原則、全て「高校生以下」とする。)
	本登録時に窓口に来られる方	・ 手続不要	・ 利用者本人 ※利用者登録者が中学生以下の場合は、保護者の同伴が必要	・ 利用者本人 (中学生以下保護者同伴) ※利用者が窓口に来られない場合は、保護者のみでも受け付け可 (その場合は、実際に利用者登録する者との関係がわかる書類が必要)	・ 手続不要	・ 団体の代表者 ※利用者登録者が中学生以下の場合は、保護者の同伴が必要	・ 団体代表者 (中学生以下保護者同伴) ※利用者が窓口に来られない場合は、保護者のみでも受け付け可 (その場合は、実際に利用者登録する者との関係がわかる書類が必要)
備考		※ 団体登録の場合も考え方は同じ。「利用者本人」を「団体代表者」に置き換える。			※ 運動施設の登録は団体登録が基本であることを想定 (個人登録も可能であるが抽選申込はできず、随時予約のみとなる。) ※ 市内団体扱いとするには、4名以上の松戸市民が構成員であることが必要。		